

令和5年3月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和5年3月29日（水）開会 17時33分
閉会 18時11分

場 所 5階大会議室

出席者 教育長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克（教育長職務代理者）
教育委員 山本 隆正
教育委員 川崎 栄一（議事録署名委員）
教育委員 新谷 なをみ
教育委員 松浦 倫

事務局職員 教育部長 柏木 正義
教育部次長 稲尾 隆
教育政策課長 奥 茂夫
学校教育課長 松丸 真治
社会教育課長 古本 昭彦
教育政策課参事 浅井 建二
教育政策課参事 森本 悦子
教育政策課参事 西澤 和江
教育政策課参事 時松 哲也
学校教育課参事 利光 聡典
学校教育課参事兼教育相談センター所長
太田 悟
教育政策課長補佐兼教育政策係長
釘宮 誠治
教育政策課指導主事 重岡 秀徳

傍聴人 0名

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 別府市外国語指導助手任用規則の一部改正について 【議第17号】
第3 別府市立図書館管理規則の一部改正について 【議第18号】
第4 別府市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する
取扱要領の一部改正について 【議第19号】

報告事項 (1) 令和5年第1回市議会定例会について 【報告第2号】

その他 (1) 4月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和5年3月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は川崎委員にお願いいたします。

◎ 別府市外国語指導助手任用規則の一部改正について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第17号 別府市外国語指導助手任用規則の一部改正についての説明をお願いいたします。

学校教育課長 議案書の1ページをご覧ください。議第17号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

2ページをご覧ください。本件は、非常勤職員の勤務時間及び休暇の一部改正に伴いドナー休暇を新設するとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律および雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行により、一般財団法人自治体国際化協会からJETプログラム事業における令和5年度「招致外国青年任用規則(案)」の改定通知を参考に任用規則の作成の要請があったことに伴い、規則の一部を改正するもので、主な改正内容は4点ございます。

6ページからの新旧対照表の右側の欄にある改正案をご覧ください。1つ目は7ページ、(9)配偶者育児参加のための特別休暇期間を、当該出産の日以後8週間から1年に改正しています。2つ目は9ページ、(17)ALT本人がドナー休暇を取得できるようにしています。3つ目は10ページ、15条育児休業取得の期間は同じですが、期間内に2回取得できるようにしています。今お手元にカラー刷りの「令和4年度10月1日から育児休業、育児参加のための休暇をより柔軟に取得できるようになります」という人事院の絵があると思います。そのうちの、2回取得できます、というのが、左側の育児休業制度の改正のポイントのところの図になります。出生日から57日、つまり8週間後から、1歳到達日まで、育児休業が2回取れますという意味でこのようにしております。そして、右側のところになります。今回15条にあるのは、主に1歳以降で1歳6か月到達日までの間の育児休業が取れますよ、という内容について、改正前と改正後についての図を示させていただきました。4つ目は、11ページ15条の2、子を養

育するための部分休業の期間は3歳までで、1日に5時間45分を超えない範囲で、取得することができるようにしています。
本要領は教育委員会議決後、令和5年4月1日に施行したいと考えております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

福島委員 該当者はいらっしゃるのですか。

学校教育課長 該当者は今のところいませんが、今後こういうことがありましたらということで、規則を改正しております。

福島委員 今までもいらっしゃらなかったのですか。

学校教育課長 はい、おりません。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第17号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第17号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市立図書館管理規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第3、議第18号 別府市立図書館管理規則の一部改正についての説明をお願いいたします。

社会教育課長 それではご説明いたします。15ページです。議第18号につきましては、規定により議決を求めるものです。
今回の改正は、別府市立図書館を大分都市広域圏を構成する大分市ほか5市1町の住民の利用に供すること及び図書館資料の貸出し冊数を改めることに伴い、規則を改めようとするものでございます。改正内容につきましては17ページの新旧対照表にて説明をさせていただきます。左側が現行、右側が改正案となっております。変更した箇所につきましては、アンダーラインを引いている部分でございます。
まず、図書館を大分市ほか5市1町の住民の利用に供することについてでございますが、本件は先月の教育委員会にて議決をいただきました、公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供する協議について、令和5年第1回市議会にて議決を得られましたので、今回関係する規則の改正を行うものでございます。大分都市広域圏を構成する市町は、大分市、臼杵

市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町となっておりますが、大分市、由布市、日出町は、現行の規則で利用できるようになっていことから、関係条文第5条第3項第1号ア、イ以外の臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市を加えるものでございます。次に貸出冊数につきましては、利用者からの要望に対応するため、第8条、現行5冊を10冊に改め、同条の次に但し書きを加えるものでございます。なお、施行日につきましては、令和5年4月1日からとなっております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第18号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第18号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要領の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第4、議第19号 別府市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要領の一部改正についての説明をお願いいたします。

学校教育課長 議案書の18ページをご覧ください。議第19号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。
本件は、本年度6月の定例教育委員会で議決された内容以外の一部を改正しようとするものであります。6月のときには、職員の配偶者、職員の父母または子、ですから、民法上の親族まで自家用車の所有者と認めるとしておりました。今回の大きな改正内容は3つございます。26ページの新旧対照表の真ん中の欄にあります改正案をご覧ください。1つ目は、26ページの下から2行です。登録する自家用車の要件に、リース契約によるものも含むようにしております。2つ目は、27ページ「3 自家用車の登録等の確認」ですが、自家用車の有効期限、運転免許証の確認を行うようにしております。3つ目は、27ページ「4 使用承認基準」のところに、自家用車の使用を、承認を受ければ県外で使用することができるようにしております。なお、本要領は教育委員会議決後、令和5年4月1日に施行いたします。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 27ページにある県外の出張について自家用車を使用できるというところ

ですが、職員の安全等を考えたときには、公共交通機関が安全かなと思うので、これも近距離の県外であればいいと思うのですが、私は自分がしているときは遠いところに自家用車で行くのは交通事故や危険性があるなと思っていたのですが、想定としてどこまででも行ってもいいという想定なのですか。

学校教育課長 原文を読ませていただきます。「公共交通機関を利用することが困難又は不都合な場合等で、自家用車を県外で使用する旅行については別紙様式3の申請により、あらかじめ別府市教育長に申請した上で、承認を得なければならぬ。」としておりますので、どうしてもという場合に限るということで、どこまででも、ということは避けたいと考えております。そこは委員さんのお考えと同じでございます。

新谷委員 ではそれは、公共交通機関だと、郊外のほうでバスの本数が少ないとか、そういうときに限ってだけですよ、という理解でよろしいですか。

学校教育課長 はい。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第19号は、原案に対し議決することにございませぬか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第19号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項（1）

寺岡教育長 次に報告事項に入ります。第2号、令和5年第1回市議会定例会についてでございます。この件につきましての説明をお願いいたします。

※ 各担当課長より議案質疑、予算決算特別委員会及び一般質問にかかる質疑応答の概要をそれぞれ報告した。

寺岡教育長 ただいま各課長より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 要望というか私の意見なのですが、今回、県教委が採用試験の3次試験を廃止して2次で終わるということで、発表を早くするということを決めたのですが、あれは教員を養成する5大学の会議というのが毎年ありまして、特に去年と今年は年3回開催されました。その中で、全部の教育学部を持っている大学からそういう意見が出ました。だから大分県が3次試験まですることと発表が遅いことが原因で、他県に合格した人が行ってしまおうと

いうことを、私も5年間ずっと言い続けてきたのですが、それで県教委が3次試験を廃止したという経過もありますので、例えば10年3地域の広域の人事についても、やはり子どもを持っている女性の先生は、非常に働きづらいんですね。遠くから通うので預ける保育所とか見つけるのが難しいし、自分の両親とか連れ合いさんの両親とかが見てくれている場合が多かったのですが、もうそれができなくなるということで、働きにくい理由のひとつになっています。これもぜひ地教委から県教委にそういう意見を上げてくだされば、大分県で働く先生方が増えてくるのかなと思います。要するに働きやすい職場、働きやすい県というふうになるといいのかなと思っていますので、3次試験が廃止されて私は喜んでいるんですけど、こういうことを気長に言い続けるというか、そうしていかないと教員不足の改装はなかなかできないと思うので、小さいことでもいいので一つひとつ意見を県教委のほうに上げてほしいなと思います。

学校教育課長 先日の新聞の中で、10年3地域が2地域という発表もありました。ただ、実施年度につきましては、まだ1年後になると思いますので、また県の動向については注視していきたいと思っております。

寺岡教育長 来年度からは「こどもまんなか社会」の実現という方向で、市も一斉に取り組みますので、働きやすい育てやすいまちづくりということで、10年3地域も見直されましたし、採用試験も3次試験廃止ということですが、今もまだ欠員状態が続いているということで、学校教育課は大変なんですけど、山口県教委は、70代80代の教員募集をして、学級も35人から38人に来年度は暫定的に入れるということです。そういう対応をしないと人がいないという状況でございます。非常に深刻な状況です。その他はよろしいでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（1）

【概要】 ※令和5年4月定例教育委員会の開催日程について、令和5年4月25日（火）17：30より開催することが決まった。

◎ 閉会

寺岡教育長 以上をもちまして、令和5年3月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。